

第 5 1 6 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火）

午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 1 2 月 1 0 日、第 5 1 6 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長 尾 崎 吉 晴	副 町 長 近 藤 博 之
教 育 長 高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者 福 永 聡
技 監 津 田 知 宏	町参事兼学校教育課長 大 塚 謙 一
総 務 課 長 岩 木 秀 人	企 画 財 政 課 長 蔭 谷 秀 樹
税 務 課 長 岡 本 昌 文	地 域 振 興 課 長 成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長 山 本 克 典	福 祉 課 長 小 幡 伸 一
ほ け ん 年 金 課 長 西 村 由 紀 子	農 林 振 興 課 長 吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長 山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長 橋 本 繁 樹
会 計 管 理 者 福 永 知 美	社 会 教 育 課 長 木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 委員会付託

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 委員会付託

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆さん、おはようございます。
常任委員長 総務文教常任委員会から議会閉会中の継続調査について報告いたします。
委員会は、去る10月21日及び11月19日の2回実施しました。
委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会としての所管事務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、質疑において主なところを補足します。

10月21日です。

委員から「令和6年度の一般会計補正予算（第3号）で、衆議院選挙、県知事選挙の経費の専決処分2,080万円のうち、前回の令和3年度に比べて、開票システム導入委託費と選挙システムの改修委託料合わせて195万円が減額になっている理由について」質疑がありました。企画財政課の答弁は「令和3年度に導入したシステムがそのまま使用できるので、今回不要となった」とのことでした。

11月19日です。

委員から「第6次総合計画の実行計画3か年のうち、体育館空調設備整備事業で3.3億円、令和7年度に1,000万円が計上されており、これは設計ということで、実質は令和8年度から工事が始まるのか」との質疑がありました。企画財政課からの答弁は「令和7年度の1,000万円は中学校2校の空調設備の実施設計です。令和8年度から2校ずつ設置して、令和10年度に完了する計画になっています」とのことでした。

また、委員から「二十歳のつどいは、今後は成人の日にするのか、それとも実行委員会の取決めを待つか」との質疑がありました。社会教育課からの答弁は「二十歳のつどいは、今後も成人の日を実施していきたい」との答弁がありました。また、教育長からは「日程は教育委員会が主導で決め、成人の日に行うことを原則として、実行委員の方に了承してもらおう流れで進めていきたい」とのことでした。

以上で、議会閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 閉会中の民生まちづくり常任委員会の活動についての報告をさせていただきます。
常任委員長

委員会は10月23日、11月20日、2回会議を開催いたしました。

以下、项目的に報告をしたいと思います。

10月23日の委員会です。

公害防止協定に基づく協議は3件で、委員会はそれぞれ了承することといた

しました。

各課の報告についてであります。

住民生活課からは、神崎郡ごみ処理施設建設事業の報告です。用地造成工事は、既に4か所の沈砂池を設置。8月から擁壁工事に入っております。残土は高岡・福田のほ場整備にも利用されております。工程表を添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。建設工事については、契約の相手方のJV代表者の名称が変わりました。狂犬病の予防接種については、来年度以降の集合接種を終了することとあります。利用者の減少、かかりつけ医の意識向上、獣医師の安全を考慮する等のこととあります。頭数や接種率は病院からの報告で把握できるとのこととあります。第30回全国消防操法大会で、庄分団が準優勝に輝きました。自然歩道を歩こう大会は協賛企業が変わります。

まちづくり課からは、工事・業務委託の進捗状況及び入札結果の報告がありました。令和6年度上半期のふくひめ号の利用状況は、去年同期に比べて1日10.1人の増加です。町道の不法占有の訴訟は、相手側の控訴は棄却されました。県道甘地福崎線の協定履行請求調停申立の第2回目は11月20日予定とのこととあります。開発事業は太陽光発電施設、飲食店の進出に係るものがあります。

上下水道課は、工事・業務委託の執行状況及び接続状況等の報告、川すそ雨水幹線工事（その13）は、工期の延伸及び金額の増額変更がありました。直谷第2雨水幹線工事（その4）の工事契約がありました。水道では三ノ宮配水池送配水管更新工事（第2工区）の入札と契約がありました。上下水道事業審議会は9月30日、第6回で下水道料金の具体的な改定率が提起をされております。

福祉課は、物価高騰に対する支援給付金の支給状況報告、巡回バスの上半期利用状況報告で、去年同期より若干の増加です。福祉サービスのしおりの配布がありました。人工呼吸器非常用電源装置購入費用助成や高齢者補聴器購入助成などが新設として含まれております。

ほけん年金課は、福崎秋まつりでの健康づくりイベント、インフルエンザ予防接種についての報告、国民健康保険特別療養費の運用についての報告であります。「9月議会の条例改正のときに示してほしかった、あるいは病気になったとき、医者にかかれない人などが出ないようにしてほしい」との意見が出されております。

地域振興課からは、旧中小企業大学の不動産売却は8月23日に入札申込み公告しましたが、入札申込みがなく、価格変更などをして、来年度改めて実施することとあります。福崎町商業振興協同組合は、令和6年度で業務を終了いたします。今後は福崎町の商業部会を中心に活動することとあります。EVスタンドが辻川観光交流センターに設置されております。

農林振興課からは、工事・業務委託の進捗状況、宮の池改修に関するものや相新地区の転倒ゲート、県営ほ場整備などの進捗状況の報告がありました。また板坂地区の間伐事業の計画が報告をされております。

11月20日の委員会です。

公害防止協定に基づく協議が6件、関連しての土地区画形質変更協議1件がありました。委員会はそれぞれ了承をいたしました。

各課の報告事項です。

住民生活課からは、姫路市中播消防署の建替事業の進捗状況で報告がありま

した。設計案がまとまり、その案が示されました。北部出張所は令和８年２月完成の予定で進んでおります。本所及び北部出張所のスケジュールは資料のとおりであります。

まちづくり課からは工事・業務委託の進捗状況報告、開発事業報告は太陽光発電施設、町道不法占有訴訟は相手側が上告をいたしました。県道甘地福崎線に係る調停は、委員会当日、第２回目が予定をされております。

上下水道課からは、工事・業務委託の執行状況、下水道接続状況等の報告、川すそ雨水幹線（その１３）は終了をいたしております。田口・板坂の農業集落排水の公共下水道への接続の詳細設計を契約をしております。下水道料金については、第７回審議会で新たな案を提示し、１つの案が選択されました。答申に向け準備を進めるとのことです。次回は１２月２６日です。資料は議会タブレットに格納をされております。

福祉課からは物価高騰に対する支援給付金の支給状況、障害者週間の取組についての報告。

ほけん年金課は、特定健診の実施状況の報告、１１月末で３９．９％の予測です。第２次すこやかヘルスプランの策定についての報告。明治安田生命保険相互会社と健康増進に係る連携協定の締結の報告。

地域振興課からは、もちむぎ食品センター第３６期上半期事業報告です。レストラン利用者の減少、購買意欲の減少あるいは燃料費や人件費、材料費の高騰等で厳しい経営状況となっております。辻川山公園に設置するガジロウ遊具は随意契約で、ロイスエンタテインメントが９００万円で製作をいたします。

農林振興課からは、町及び県の工事の報告であります。アケボノ企画との訴訟に係る残土処分に係る報告がありました。

以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。

常任委員長 委員会は、１０月１日、１０月１７日、１０月２４日、１０月２８日の４回開きました。

委員会では、議会だより１７２号の内容について編集を行いました。表紙には友好都市共同宣言調印１０周年の記念になるよう遠野市と行った交流事業や、式典の写真を並べ、裏表紙には操法大会の雰囲気伝えられるよう、たくさんの写真を掲載いたしました。

議案審議や一般質問のページでは、質疑、質問中に使われた文言について、理解につながるよう言い換えを行ったり、写真や画像を分かりやすく配置するなどの工夫をしました。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会 議会運営委員会から議会閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

委員会は、１０月４日、１１月２９日に開催いたしました。

内容は配付しています委員会調査報告書のとおりですが、１０月４日は第５１５回９月定例会の反省と課題検討について、議会関連等の行事予定について、変更箇所の確認をいたしました。

１１月２９日は、１２月になると、来年度予算編成時期になりますので、議会費の予算の経常経費要望があれば検討していくこと、また控室のタブレットから印刷が可能となったこと、あわせて議員活動のために使っていただくにあ

たり、ルールづくりの必要性を含め、検討していくことを確認いたしました。

会議録をタブレットに格納し、会議録は情報公開コーナー設置や事務局に備付け、貸出しが可能となる必要部数などを検討し、ペーパーレス化で、費用対効果が進められることを確認いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査報告をこれで終わります。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第２ 質疑

議長 日程第２は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第５８号及び議案第５９号については、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第６号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

４番 このときほけん年金課職員が運転する公用車となっていますが、どういう業務で山崎公民館を訪れていたのか、また何人で訪れていたのか教えてください。

ほけん年金課長 高齢者のお宅を訪問するために、山崎のところまで来ていたんですけれども、お宅に入っていく道であるとか、お宅の駐車スペースが狭いということで、公民館前に駐車をさせていただこうとしておりました。車に乗っていたのはほけん年金課の職員１人だけです。

４番 はい、分かりました。

議長 ほかございませんか。

１ １番 この専決処分に関しましては、かなり今まで交通事故等々はやっぱり多いんですね。その中で今、安全運転管理者、これは今どなたになられているのか、お願いいたします。

総務課長 総務課長、岩木秀人でございます。

１ １番 町の所有する車、台数は何台ぐらいあって、今、安全運転管理者が岩木総務課長やということなんですけども、今、町の所有車、全部で何台ありますか。

総務課長 ちょっと今、決算報告書がないんですが、５１台だったと記憶しております。

１ １番 副管理者は、おられるんでしょうか。

総務課長 ２名必要でございまして、企画財政課長と上下水道課長となっております。

１ １番 分かりました。４０台を要するに副管理者を置かなければならないと。それから４０台を超えて２０台増すことに、副管理者を１名置かなければならないということでクリアしているということは、分かりました。

こういう職員さんが、各区長さんとことか公民館とことかいろいろ行かれて、やっぱり車両台数も５０台を超えてきたらことごとく自分は注意しとつてもやっぱり事故等々起こってしまうんですね。

その中で安全管理者として職員さんに指導とかは、どれぐらいの確率でされてますか。何か講習会等々、気をつけろよとか、そういうことは言うてはりますか。

総務課長 昨年度、１１月ですか、全職員を対象に福崎警察に来てもらって、安全運転の研修を４回開催いたしました。それ以降、実は議会に報告するような形というか、事故がなかったというところで、今年度については、そのような研修は

行っておりませんし、今のところ計画もしておりません。ただ運転免許証のチェックをですね、10月に全職員行っておりまして、あと通勤の自家用車も含めての任意保険の加入状況等も把握をいたしまして、全職員が入っておることを確認しております。またその調査ではちょっとこのたび初めてですが、オートマ限定の免許の所有者についてもちょっと把握を初めてしたというようなことで、それによって職員の安全意識の向上、交通事故違反等の防止を図るということで、今のところ進めております。

1 1 番 ありがとうございます。やっぱりね、小さい事故がちょこちょこありますとね、人身事故とか、大きい事故にやっぱりつながっていくんですね。だからその辺を十分注意していただきたいと思います。

それと、もう一点気になるのが、消防団の消防車、これ名義は町名義ですよ、たしか。で、この台数は恐らく今言われた五十何台の中に入っていないんですけど、やはりこれもね、これから年末警戒入ってきた中で、夜パトロールとかしてくれはるんで、やっぱり非常に危険性も伴ってくるんですよ。年末警戒途中に1回専決処分でしたこともあるんですけども、その消防団の指導とか、その辺もできたら、よろしくお願ひしたいと思います。

住民生活課長 おっしゃられるとおりでございます。年末に向けて年末特別警戒パトロールが始まりますので、全分団にそういった周知をしていきたいと思っております。

1 1 番 よろしくお願ひします。
議 長 ほかがございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第7号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

8 番 草刈機等の使用というふうなことで、今後ですね、草刈りについては、講習とか、免許制度というふうな方向がですね、言われておるといふふうに巷間お聞きをするんですが、それは町としてはどのようにこういう作業を考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

この場合ですね、具体的にこの事故の場合は、防護等はどのようにされていたのか、併せてお聞きをいたします。

総務課長 1点目の免許とかそのあたりというのは、現在のところ考えておりません。

それで、総務課の職員、通常は駐車場の草刈りはシルバー人材センターにお願いをしておって、予算も置かせていただいておりますが、今年度そのシルバーの草刈りの作業される方がかなり減られたということで福崎町の駐車場ができないということになりました。それで総務課職員で、ふだん農作業で草刈機を使っておる者が2人おりますので、そのうちの1人が役場の職員の車が来る前に、法面の草刈りをやっておこうとしておった中で、早く来られた職員の車に当ててしまったということでございます。それ以降、ナイロンコード、紐での草刈りは、もうその時点からやめておるといふ状況でございます。

議 長 ほかがございせんか。

5 番 二、三お聞きしたいんですけども、53万円という被害総額は、実際どういった物損の状況で、それに該当して、妥当な金額だったのでしょうか。

総務課長 事故があったときは私もすぐ行きますと、軽のワンボックスの乗用タイプなんですけども、左側の後ろのスライドドアの窓ガラスが粉々になっておるといふことだけでした。目に見えないというか、石が飛んだわけですので、1個とは限りませんので、幾つかほかにドアとか出てくるのかなというのは、ちょ

っと目視ではもう窓ガラスしか分からなかったという状況でございました。

今回の内訳としましては、一つは代車の部分が約1か月で8万7,000円、この中には含まれております。車修理期間中の代車です。それから、脱着というものが、フロントバンパー、左ヘッドランプ、左フロントフェンダー、左フロントドア、左リアスライドドア、これはパワースライドドアです。それからリアクォーターパネル、リアバンパーということで、左側全体に脱着があった。それでフロントフェンダー、フロントドア、スライドドアについては修理・分解があったということで、それらが技術料として12万5,000円、それから部品代、これはリアスライドドアのガラス等中心なんですけど、ドア全体を全て交換したわけではないんですが約7万3,000円、それ以外のスライドドアより前の部分の部品は1万1,000円程度というようなことになっております。それからあと、そこの脱着した部分、全体的に塗装がかかっておりまして、その部分が技術料14万円と材料代4万円ということで、塗装関係が18万5,000円ぐらいかかっております。これらを合計すると、53万円という形に積み上げとしては、なっております。

5 番 ガラス等壊れたのを機に、それまで不具合やったところを全部修理してしまえというような安易なことではなかったと理解したらよろしいんですか。

総務課長 そのあたりは保険、私どもの代理人は町村会が持つておる保険会社になりまして、修理会社とで若干交渉がございまして、実のところ、修理会社が一旦出てきた見積書よりは、ちょっと査定というかして、これは駄目っていうのもちょっと出てきておりまして、その結果がこの53万円という下がった金額ということにはなっております。

5 番 額そのものは、そういった専門家が入れとんで、そういうことだったと一応理解はします。

あと草は当然生えてきますんで、一般的にはそういった刈り払い機の周辺は、ネットを持って、もう1人が飛ばないように、通行する車等、当然駐車している車もそうですし、ほかの人が通ったりするときも安全のようにネットで覆いながら、必要な草は刈っていくということは一般的にやっているはずなんで、草刈りをやめるとかいうことじゃなくて、そういった安全対策というか、草刈りに必要な準備をして、必要なら草刈りをどんどん継続してやってもらわないと、その都度シルバーとかいうよりはるかに職員さんが空いてる時間でしてもらうほうがいいと思うんで、そういった再発防止策をぜひ講じて、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 草刈りをするときには、そのようなことを今回身にしみて感じたところでございますので。ただ草刈りをどんどんやりまくるというのも職員の負担、暑いときになりますので、その部分もありまして、今回についてはその草刈り、やめた部分、あとほかの部分もシルバー人材センターにもう一遍相談して、噴霧器による除草剤の散布だったらできる人が1人いらっしゃるよという話になりまして、ちょっと今まではそれはやっていなかったんですが、このたびはそれで対応をしていただいて、それがかなり効果的でしたので、それによるということで草刈り機をどんどん使うという方向にはいってはおらないところでございます。

議長 他に質疑はありませんか。

1 1 番 この数字を見た感じ、もうフェラーリかベンツかなというような修理代の請求なんですけども、これフロントガラスってこの内容に書いてあるんですけど、今、内訳を聞いた中やったら、ガラスが7万3,000円ということで、ほと

んどその割合からしたら、車の傷とかそういうことじゃないんですか。これガラスが割れたんは、その５０万円に対しての割合からいうたらごっつい低いんじゃないですか。等とは書いてありますけど、これちょっと書き方がおかしいんじゃないですか。

総務課長 先ほど申しあげましたように、現場を見て、壊れているのはもうガラスだけと。ガラスはもう粉々だったというところなんですけど、それ以外はもう分からなくて、この形で保険会社にも報告をして、修理をしたということで、結果としてその金額については、それ以外の部分のほうがかなり大きいというのはおっしゃるとおりでございますが、事故の状態としてはこのような形の報告とさせていただきます。

1 1 番 今こうやってね、説明していただいたら意味が分かるんですけど、これだけを見て、言うたらちょっとね、後部座席のガラスに５０万円も要るんかいなというのと、保険会社と調整して５３万円が妥当な金額やと言われたんですけど、これきちっと写真もあるんですか。バンパーなり、ボディーなりの傷、きちっと撮ってありますか。

総務課長 私どもには届いておりませんが保険会社からはそのように、私どもちょっと５３万円でびっくりしましたので、それらは調査したというか、そういうふうには報告を受けております。確認はしております。

1 1 番 その保険会社というのもですね、やはりこっちは町としてもほんまにこの傷が確かなもんなんかいということもね、やっぱり見てもらわないと、皆さんの、保険が入って保険から出るんは出るんですけど、でもやっぱり高額な額をね、それが妥当か妥当でないか、保険会社が決めて、議会専決処分でおまえら承認したんかって僕ら言われても困るんでね。その辺はやっぱりきちっと保険会社と本当に妥当な金額なんかどうかいということは、町としては、やっぱり取り組むべきやと思います。保険会社が写真持ってるんじゃない、町もやっぱりそういうのは、危機感を持って見てほしいなということです。

総務課長 その部分はちょっと改め、反省しなければいけない部分があるかと思えます。今回、車同士の交通事故の場合は慣れているといたら変なんですけども、事務的にもかなり確立されているんですけど、草刈りでの総合賠償保険対応ということで、ちょっと不慣れな部分もございました。あと先ほど吉高議員からも言われたように、草刈りのその対策が不十分だったというような見方をされて保険が出ないのではないかと、あと車自体も軽四ですので、その車の価値とかその辺もちょっと気になったりして、その辺のその２点が何とかならないかというような、うまくいくかなというようなことばかりに頭がいておりました、結果的にはうまく全額保険対応にはなったんですけども、今、城谷議員が言われた視点というのはちょっと足りていなかったかという部分はあるかと思えます。反省いたします。

議長 他に質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第５８号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度福崎町一般会計補正予算（第３号））について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第５９号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第60号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について、質疑はありますか。

8 番 姫路市とそれぞれの市町が契約を交わすということのように書いてあるんですが、この播磨圏域全体がですね、全体としてそれぞれ連携をするという、そういうふうな事業ではなくて、それぞれの自治体が姫路市と結ぶということですね。ですからその様々な活動のですね、連携が姫路市と福崎町ということだけであって、福崎町がその他の播磨の町々とですね、市や町と連携するという、そういう協定ではないということですか。

企画財政課長 小林議員がおっしゃるとおりで、姫路市と各市町一対一での連携協約となつて、姫路市との連携を行っております。

8 番 様々な行政を進める上でですね、もう少し福崎町と加西市とかですね、もうこの播磨圏域の中で協力できる部分は協力し合えるというふうなことがあったほうがいいのではないかと思ったりしたのでお聞きをしたんですが、そのようなことはどっか他の部分でやられておるのかどうかということと、それから実際にこの協定を結んでいてですね、どういうふうな事業がここでやられておって、福崎町民にどれだけのプラスになっておるのかというふうなことについて分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

企画財政課長 加西市等の連携については、今のところ。ちょっと後で、お答えいたします。

それと連携事業につきましては議案資料3ページになります。こちらの連携対象事業56事業のうち45事業ですね。こちらで福崎町が連携して事業を行っております。主なものでしたら、姫路市と連携のコミュニティバスであるとか、あと、「はりまサタデー9」の放送とかそういったものを連携して行っております。住民に対するメリットといいますか、財政上なんですけど、特別交付税ですね、こちらが連携の経費に対して80%交付税算入されまして令和5年度実績では約200万円ほどの特別交付税対象となっております。

副 町 長 加西市、他市町との連携っていうのは、こういう協定をしてまでっていうのはなかなかないですね。個々に、例えば神崎郡で共同で事業をやりたいというふうなものもいろいろありますし、加西市の場合は一時期バスで連携しておりましたけれども、それも廃止になりました。ですので、こういう今、連携協定をやっていくっていうのは企画財政課長が申しましたように、一定の財政措置がある中で、事業に取り組めるというメリットがあるということでやっているものでございまして、個々に、例えば加西市と今後何か共同でやる場合はですね、それを連携協定じゃなくって、お互いの覚書みたいな形で事業をやるとか、そういう方法もあろうかと思えます。

8 番 3ページの資料は私も見たんですけど、実際にこれだけの事業ですね、福崎町に関連する事業等もあるわけですが、本当にうまく連携できてるのかなというふうな、實際上生かしておるのかなという思いが、失礼ですが若干いたしましたのでですね、お聞きをしたということでございます。図書館等についてはですね、広い範囲で連携して使えるようにとかそんな事業やられておるというのは、目を見て、實際上、体感上分かるわけですが、住民がですね、本当に体感できる、そんな連携になればいいかなというふうに思って質問をいたしました。またそのような方向での取組をですね、求めておきたいと思えます。

議 長 他に質疑はありますか。

1 番 8ページ、9ページで、旧のところの取組でね、小中一貫教育の推進とか、

多文化共生社会の推進というのがあったんですけれども、それはもう完全に今度新たになったときには、なくなってしまうという捉え方でよろしいのでしょうか。

議 長 石川議員、資料はどこの資料ですか。

1 番 資料の。

議 長 議案資料で。

1 番 議案資料、はい。

企画財政課長 こちらのなくなるということではなくてですね、こちらのずっと箇条書にしていたものを、議案資料でいいますと12ページ以降ですね、こちらの表形式になりまして、この中に今度、先ほど言われた事業も網羅されているということになっております。削った事業というのはありません。

1 番 いや、そのね、削ったのがないとはおっしゃるんですけれども、その今言っています小中一貫教育の推進、多文化共生社会の推進というのがここには見当たらないんですけれども、新のほうに、そのあたりはどういうことなんでしょう。

副 町 長 例えば資料のですね、13ページのところに同じく地域振興というのは移ってきております。この中で多文化共生という表現ではなくてですね、地域住民と在住外国人等との交流促進と、こういう文言の変更はございますけれども、趣旨としたら変わっていないというふうにご理解いただけたらと思います。

1 番 そうしましたらね、もともと地域振興、多文化共生も教育のほうで私見てるのかなと勘違いしておりました。地域振興にもともと入っていた分ですね。はい。それで分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

4 番 資料の1ページの概要の下の2変更内容等、概要にも書いてあるんですけど、デジタルインフラ整備やでデジタル技術を活用した介護分野での新たな連携ってということで、介護分野にデジタルインフラを整備するって例えばどういうことですか。

企画財政課長 こちらは地域包括ケア資源の共有化ということです。それでICTを活用した構成自治体の医療・介護資源情報システムの構築運用により、広域での在宅医療であるとか、介護連携を推進することを目的としており、各市町の介護サービス事業者情報、医療機関情報、障害福祉サービス事業者情報等の情報をマップ化することにより、パソコンやスマートフォンから施設情報を検索できるようになりまして、市民・町民サービスの向上だけでなく、関係部署やケアマネジャーなどの業務の効率化を図るものとなっております。

4 番 それは今、既にもうやられているということですか。

企画財政課長 こちらは令和6年度姫路市でデータ構築の今準備をする、作業されているということを聞いております。

4 番 分かりました。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

8 番 知事選挙の結果が非常に話題になっておりまして、この間の町の行事での県会議員の挨拶でも、大変にそのことが触れられておりました。

SNSの関係とかいろいろ言われておりますが、知事選挙の経過と結果をで

すね、考えるにあたって、福崎町の特別職としてですね、町長どのようにですね、感想をお持ちでしょうか。

町

長 SNSでの選挙がですね、解禁をされたということで、今までの選挙のやり方とはもう随分選挙が変わってきたというのが、私の思いでございます。一般的にですね、オールドメディアと言われておりますが、新聞とかテレビですね、そういったところは一定の裏づけとか、そういったことがきっちり取れた中でしかなかなかいろんな発言をされていないですけれども、SNSはですね、もういろんな人がもう個人個人がですね、発信者となって、いろんな発信ができるということがありまして、それはそれとしてメリットもあると思うんですが、ちょっと間違った情報といいますか、誤りの情報もですね、正しい情報、誤った情報、そういったものが混在して発信をされるというような意味においては、ある面ちょっとデメリットかなというような思いがございまして、今後ですね、いろいろ新聞、テレビで見えておりますと、東京都の都知事選挙からですね、兵庫県の知事選挙という中でいろんな問題が今出てきているというふうに思いますので、今後このSNSでの選挙のやり方についていろいろ検討がなされていくんだろうかと、こういった感想を持っております。

8 番 なぜこんな質問から入ったかといいますとですね、SNSというのはですね、いろいろ言っても、結局道具であります。行政をどう進めるか、あるいは住民が行政をどう見るか、どう考えるかという、その本質はですね、別のものであります。

したがって、今回の選挙でSNSを通じて歪んだ情報、フェイクの、うその情報、あるいは誇張された情報、いろんなものが両方から飛び交ったといたしましてもですね、それが即入って雪崩現象のように、ああいう結果になっていったというのはね、私は現職の我々も特別職の一員として考えなきゃならないのは、本当に自分たちのやっている行政がどれだけ住民に信用され、知られ、信頼されておるか。そこの反省が要るのではないかというふうに私は結果を見て思いました。

したがってですね、県民が今の兵庫県政にあまり関心を持ち得るようなことになっていなかった、あるいは信頼をしていなかった。それに対してですね、知事は、自分の給料も減額をしたりですね、大学の無料化を言ったりですね、そういう県民に目の見える改革をやろうとした、それを邪魔したというふうに受け止められて、それが浸透していくということになるとですね、これまで行政を担当してきた者は、本当に自己満足に陥ってはいなかったんだろうかというふうなことも考えなければなりません。いかに住民のですね、信頼を得られる、そんな努力をするか、そんな行政をするか、そういう努力をするかというですね、そのことについて私は強い、この勝因というものを受けたわけであります。

その意味でですね、この議案が出されました。特別職もですね、こうしたボーナスを上げてやろうというふうなことでありますけれども、本当に住民に信頼をされるという、そういう行政内容と、そうして知ってもらえる、そういう町民の声を吸収する、そういう努力を抜きにしてですね、今回のこの議案のようなものはあり得ないというふうに私は思っているということであります。その点についてですね、私の感想を申し上げておきます。

議

長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第62号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

8 番 年間のですね、この条例改定に関する影響額について、一般・特別職含めて5,319万何がしと言われたように、ちょっと思うんですが、改めてですね、その数字をお聞かせいただきたいと思います。

総務課長 5,319万4,000円でございます。

8 番 後の議案になるんですが、一般会計の補正予算の人件費のところを見ますとですね、補正前と補正後の比較がありますが、この数字の倍くらいの数字になっておると思うんですが、全体合わせてね、手当等ありますからね。この一般会計の比較表とはですね、単純にその数字を使えないとは思いますが、この年間の影響額というのはどういうものを含んでいるのか、この一般会計のこの比較とですね、どう関係する、関係といいますか、見たらいいのか。お願いをしたいと思います。

企画財政課長 先ほど総務課長が申し上げましたのは、人事院勧告の影響額でございまして、一般会計の補正につきましては、そのものが5,000万円、あとプラス、会計年度任用職員の報酬が4,000万円ほど増加しております。あと共済費1,000万円とか、諸手当ですね。その辺の人の異動によりましてとか、あと認定こども園の制度改正によりまして、受入れ基準の改正で1歳から3歳の子どもに対して20人に1人の配置が15人に1人とか配置が変更になったりして、会計年度任用職員報酬はかなり上がっております。その辺が増加の要因となっております。

8 番 この5,319万円の中には期末勤勉手当はじめ様々な手当類も全部含めてのこの金額という、そういうことと理解してよろしいですか。

総務課長 はい、それで結構でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時44分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第65号、令和6年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 66 号、令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 67 号、令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 69 号、令和 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 70 号、令和 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 71 号、令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 3 討論・採決

議 長 日程第 3 は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第 58 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号））及び議案第 59 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号及び議案第 59 号については、本会議において、即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第 58 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号））について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５８号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第５８号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第５９号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５９号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第５９号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第４ 委員会付託

議長 日程第４は、委員会付託であります。

議案第６０号から議案第７１号までそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第６０号から議案第６５号までは、総務文教常任委員会に、議案第６６号から議案第７１号までは、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は６件、民生まちづくり常任委員会は６件、以上１２件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会２日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会３日目は、１２月１８日水曜日午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前１０時５０分